



幼児期の教育や保育 地域の子育て支援の拡充を進めるため

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成 27 年
4 月予定

問合せ 子ども福祉課 Tel.22-3006 (保育園・認定こども園に関する事)
教育振興課 Tel.22-7452 (幼稚園に関する事)



平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成 27 年 4 月に本格スタートします。

この新制度実施のためには、消費税が 10% になった際の増収分から、毎年 7,000 億円程度が充てられることになりました。貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

新制度で利用できる
教育・保育の場

「認定こども園」の普及により、教育・保育の場が広がります

幼稚園

3～5 歳

●利用時間：朝～昼すぎ

※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります。

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設

認定こども園

0～5 歳

●利用時間：①朝～昼すぎ(3～5 歳)

※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります。

●利用時間：②朝～夕(0～5 歳) ※保育が必要な場合のみ

保護者の働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設

保育園

0～5 歳

●利用時間：朝～夕

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設

※実際に受け入れている年齢は各施設で異なります。

認定こども園とは

●幼稚園と保育園の両方の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

■現在の幼稚園のような利用も

6 時間程度の「教育(満 3 歳以上の子どもへの学校教育)」を行います。

■現在の保育園のような利用も

8～11 時間程度子どもを預かり、保育を行います。満 3 歳以上の子どもには、その中で 4 時間程度の教育(学校教育)も行います。

新制度での保育料は

新制度では、保護者の市民税額と、子どもの年齢を基に保育料を算定します。※平成 27 年度保育料の徴収基準については、現在検討中です。

市立の保育園は

●市立保育園は、一部が来年 4 月から認定こども園に移行します。

対象となる園：北日野、北新庄、岡本、南中山、服間保育園

※私立保育園では安養寺保育園が移行を予定しています。

■在園中の子どもは、認定こども園に移行後も、今の園に引き続き在園できます。

新制度がスタートするため、決められた認定手続き(子どもの年齢や保護者の就労状況等に応じた 3 つの区分の認定)が必要となりますが、認定こども園になることにより、在園中の子どもが一旦退園したり、新たに入園手続きをする必要はありません。 ※詳細は別途お知らせします。

来年 4 月入園の手続きは

手続きの時期や流れはこれまでと大きく変わりません。認定こども園、幼稚園、保育園とも 10 月中旬からの申込受付を予定しています。

ただし、幼稚園を希望する場合を含め、3 つの区分による認定を受ける必要があります。

3 つの認定区分



●1号認定…保育の必要性なし(満 3 歳以上)

■利用先 → 幼稚園、認定こども園

●2号認定…保育の必要性あり(満 3 歳以上)

■利用先 → 保育所、認定こども園

●3号認定…保育の必要性あり(満 3 歳未満)

■利用先 → 保育所、認定こども園

利用の流れ(認定の流れ)、平成 27 年度の利用に向けた手続きについては、裏面をご覧ください。



新制度利用の流れ

施設などの利用を希望する場合には、
利用のために認定を受ける必要があります

新制度では、3つの区分の認定に応じて、
施設の利用先が決まっていきます。

※保育が必要な場合、認定は2つに区分されます。

3つの認定区分



- 1号認定…保育の必要性なし（満3歳以上）
■ 利用先 → 幼稚園、認定こども園
- 2号認定…保育の必要性あり（満3歳以上）
■ 利用先 → 保育園、認定こども園
- 3号認定…保育の必要性あり（満3歳未満）
■ 利用先 → 保育園、認定こども園

子ども・子育て新制度利用の流れ

幼稚園等を
利用希望の
場合

1 幼稚園等に
直接利用
申込をします

2 幼稚園等を通じて
市町村から認定証が
交付されます（1号認定）

保育園等での
保育を利用
希望の場合



市または保育園に
「保育の必要性」の
認定を申請し、
利用希望の申込
をします
1
(希望する施設名などを記載)

申請者の希望、保育園等の
状況などにより、市町村が
利用調整をします

※保育を必要とする子ども
(2号、3号認定)の場合、
必要に応じ、市町村が利用可能な
保育園等のあっせんなども行います。

2

市から認定証と
入所承諾書
が交付
されます
3
(2号、3号認定)

認定にあたって

保育園などでの保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

- ① 保育を必要とする理由（いずれかに該当することが必要）
就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、就学など
- ② 保育の必要量（就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます）
 - ① 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
※おおむね1日6時間以上、週5日以上就労
 - ② 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
※おおむね1日4時間以上、週4日以上就労





保育園・認定こども園に

入園しやすくなりました！

平成27年4月より、「保育短時間」が設けられ、今までは一時預かり保育利用の対象だったお子さんも、保育園・認定こども園に入園できるようになります。勤務証明書等の書類内容やご家庭の状況に応じて、**保育標準時間・保育短時間**でそれぞれ保育時間が認定されます。

どちらの保育時間での認定になるかは、面接時にお話させていただきます。

保育短時間

午前8時～午後4時まで利用可能・・・保育時間は園によって異なる場合があります
(午前8時前、午後4時以降利用の場合は、延長料金が発生します)

- ◆1ヶ月64時間（おおむね1日4時間程度、週4日程度）以上120時間未満の就労の場合
(その他、上記に順ずる理由のある場合)

上記時間内で就労している場合は、原則として保育短時間での認定になります。

保育標準時間

午後6時以降利用の場合は、延長料金が発生します

- ◆1ヶ月120時間以上（おおむね1日6時間以上、週5日以上）の就労の場合
(その他、上記に順ずる理由のある場合)

上記時間以上の就労の場合は、原則として保育標準時間での認定になります。

※保育標準時間での認定を受けた場合でもご希望の場合は保育短時間での利用が可能です。(祖父母の協力が得られる場合など) その場合は、子ども福祉課までご連絡ください。

保育時間による保育料の違いは？

平成27年4月からの保育料は、現行の基準を元に現在検討中ですが、保育短時間と保育標準時間とでは、保育料が異なります。